

車両所における台風対応の問題で申し入れ!

『前泊懲憑』という名の前日出勤指示はやめろ!

9月9日の台風15号および、10月12日の台風19号接近における、東京車両所（交番検査、修繕、仕業検査）の対応について、勤務、賃金、安全衛生や安全への配慮など多くの問題が発生しました。自然災害の発生が今後も予想されるなか、今後の対策も含めて労使でしっかり議論することが重要です。

新幹線地本は、団体交渉を申し入れました。

「台風15号および19号接近に伴う車両所の対応に関する団体交渉の申し入れ」提出!

【 申し入れ内容の一部は以下のとおりです。 】

I. 台風15号における問題点について

- ・ 交番検査が47名の出面を揃えることができず、B担当がマニュアルにもない一人2両持ちで交番検査を施行する結果となったが、安全最優先のため必要要員が揃うまで待機すべきである。会社の見解を明らかにすること。
- ・ 2両持ちの交検を経験したことのないB担当も多数いたが安全上問題である。会社の認識を明らかにすること。

II. 台風19号における問題点について

- ・ 台風に伴い発生した勤務変更は、労基法第33条（災害時の時間外労働）に基づくものか明らかにすること。
- ・ 『前泊懲憑』という名の前日の出勤は、会社の「指示」と受け止めるのが社員の一般的な感覚である。このような「通勤災害」を認めないとの恫喝とも取れるような姿勢は改めること。
- ・ 修繕車両所において、12日の日勤と夜出の勤務者に対して「年休」として休ませたが、本来は「災害休暇」である。会社の見解について明らかにすること。
- ・ 仕業検査車両所において、職場に3泊した社員もいた。疲労を軽減するためホテルを確保するなど最大限の配慮をすること。
- ・ 社員食堂において、ご飯（白米）が無くなった。今後の対策を。

会社は団体交渉に応じて真摯な議論を速やかに行え!